

図書館員の専門職化に関する一考察

長 沢 千 恵

Investigation on Specialization of Librarian

Chie Nagasawa

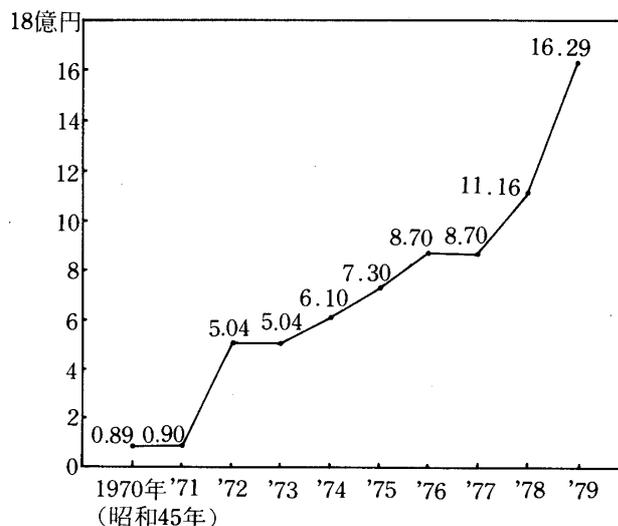
はじめに

1950（昭和25）年4月30日に「図書館法」が制定されて、今年ではや31周年を迎える。この間、我が国の図書館界も、さまざまな試行錯誤を積み重ねながら発展を遂げた。

「図書館白書1980⁽¹⁾」では、公共図書館の過去30年間をふりかえりながら、模索（1951～1962）、飛躍（1963～1970）、展開（1971～1979）の三つの時代に分け、わが国の公共図書館の発展の歩みをつづっている。その発展を端的に示すものとして、「図書館白書1980」のなかから、2・3の例をあげてみたい。

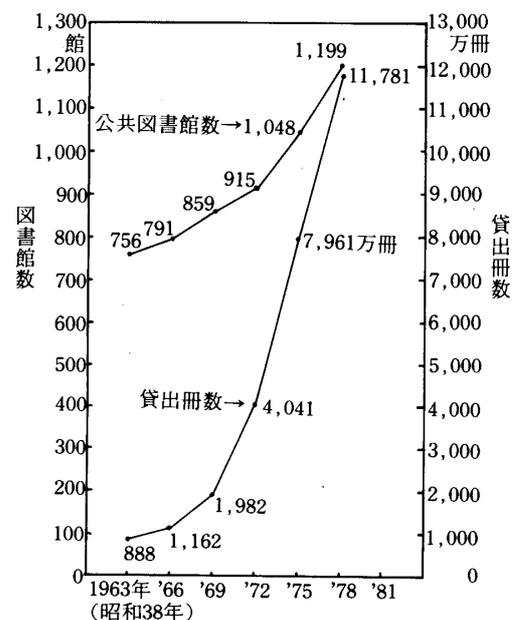
たとえば、一つには最近10年間の「国の図書館費の推移」〔図1〕である。「図書館白書1980」でも指摘されているとおり、1970（昭和45）年社会教育審議会（＝社教審）からだされた「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方」についての答申や、1977（昭和52）年国土庁がまとめた「第三次全国総合開発計画」のなかで、図書館が地域文化施設の一環としてとりあげられたことなど、それら国政レベルの動きによって図書館関係予算費は、徐々にではあるが着実な伸びをみせていること

〔図1〕 国の図書館費の推移



「図書館白書1980」日本図書館協会 1980年

〔図2〕 公共図書館数と貸出冊数



「図書館白書1980」日本図書館協会 1980年

〔表1〕

国立大学(年)	75	76	77	78	79	80
図書館数	318(100)	307(97)	304(96)	315(99)	319(100)	321(101)
(回答率)	94%	98%	100%	99.7%	99.4%	100%
年間受入冊数(千冊)	1,873(100)	1,836(98)	1,976(105)	2,179(116)	2,169(116)	2,400(128)
館外個人貸出冊数(千冊)	4,311(100)	4,180(97)	4,578(106)	4,835(112)	4,935(114)	5,004(116)

(年度)	74	75	76	77	78	79
資料費(百万円)	7,544(100)	9,256(123)	10,742(142)	11,890(158)	12,900(171)	14,152(188)
うち図書購入費(〃)	4,626(100)	5,594(121)	6,055(131)	6,812(147)	7,505(162)	8,606(186)
製本費(〃)	316(100)	402(128)	458(145)	534(169)	577(183)	638(202)

〔表2〕

公立大学(年)	75	76	77	78	79	80
図書館数	48(100)	50(104)	48(100)	50(104)	52(108)	51(106)
(回答率)	96%	100%	100%	100%	100%	100%
年間受入冊数(千冊)	231(100)	226(98)	215(93)	226(98)	226(98)	235(102)
館外個人貸出冊数(千冊)	430(100)	441(103)	440(102)	414(96)	468(109)	478(111)

(年度)	74	75	76	77	78	79
資料費(百万円)	772(100)	902(117)	917(119)	1,154(149)	1,212(157)	1,346(174)
うち図書購入費(〃)	582(100)	564(97)	708(122)	821(141)	731(126)	840(144)
製本費(〃)	33(100)	39(118)	42(127)	59(179)	71(215)	62(188)

〔表3〕

私立大学(年)	75	76	77	78	79	80
図書館数	411(100)	448(109)	454(110)	464(113)	471(115)	479(117)
(回答率)	97%	99%	98%	99%	99%	99%
年間受入冊数(千冊)	2,245(100)	2,425(108)	2,498(111)	2,913(130)	3,182(142)	3,265(145)
館外個人貸出冊数(千冊)	4,450(100)	4,779(107)	4,960(111)	5,422(122)	5,822(131)	5,889(132)

(年度)	74	75	76	77	78	79
資料費(百万円)	7,883(100)	10,434(132)	12,063(153)	13,752(174)	16,029(203)	17,059(216)
うち図書購入費(〃)	6,088(100)	7,640(125)	8,647(142)	9,743(160)	11,838(194)	11,565(190)
製本費(〃)	377(100)	487(129)	558(148)	628(167)	730(194)	770(204)

〔表4〕

短期大学(年)	75	76	77	78	79	80
図書館数	377(100)	365(97)	366(97)	393(104)	385(102)	387(103)
(回答率)	77%	87%	85%	87%	90%	91%
年間受入冊数(千冊)	396(100)	396(100)	471(119)	559(141)	595(150)	622(157)
館外個人貸出冊数(千冊)	1,447(100)	1,379(95)	1,395(96)	1,561(108)	1,679(116)	1,632(113)

(年度)	74	75	76	77	78	79
資料費(百万円)	754(100)	974(129)	1,186(157)	1,533(203)	1,631(216)	1,869(248)
うち図書購入費(〃)	590(100)	759(144)	938(178)	1,188(226)	1,318(251)	1,495(253)
製本費(〃)	26(100)	29(112)	39(150)	53(204)	65(250)	62(238)

「大学図書館経年変化」注 各表の()は%を除き1975年(経費の場合は1974年度)を100とした場合の指数である。
(1975~1980年)

である。

二つには、公共図書館サービスの使命でもある“貸出冊数の伸び”についてであるが、これも〔図2〕で示すように、特に70年代に入ってから『市民の図書館⁽²⁾』提唱などによる急速な伸びはめざましいばかりである。

また、大学、短期大学などの図書館においても〔表1～表4〕にみられるように、“年間受入冊数”および“館外個人貸出冊数”は、75年度を100とし、80年度は国立大学では128と116に、公立大学では102と111に、また私立大学では145と132に、短期大学においては157と113になっておりそれぞれの伸び率を示している。“資料費”も、74年度を100としながら、79年度は国立大学では188に、公立大学では174に、私立大学では216に達している。短期大学においては248と6年間に2倍強である。その他、コンピューター導入による機械化、合理化、学術情報のシステム化なども急速に進められ、そのための関係予算も増額され新たに計上されたりもしている。

しかし反面、こうした機械化計画が進む一方で、そのための人員確保や図書館の運営体制などがまったく保障されないまま、単に技術的な側面だけが先行してしまい、人員の合理化や図書館労働における専門性の軽視、また重層構造化など問題点も多い。とりわけ、司書職制度の未確立問題や、さきにものべた情報システム化にともなう人べらし合理化の問題など、人的な問題は依然として立ち遅れがめだっている。

本稿では、図書館員の専門職化をほりさげるために、はじめに外的要因として、図書館員の専門職化問題が社会的にクローズ・アップされるようになったその契機を明らかにする。次に内的要因として、図書館員がその専門性と結びついた形で保障され法律で守られるために、何をどう改善すべきかを考えていきたい。なお、ここでは「図書館員」といっても図書館運営に携っているすべての人をさすのではなく、司書及び司書的な業務に携っている人に限定する。

展開の順序は次のとおりである。

1. 図書館員の専門職化問題の背景
2. 司書職の展望
3. 図書館員養成制度の現状と問題点

1. 図書館員の専門職化問題の背景

図書館員の専門職としての位置づけが、社会的にクローズ・アップされるようになったおもな契機として、次の三つをあげることができる。

第1は、「配転問題」である。

第2は、図書館員の社会的役割である。

第3は、図書館員自身の専門性への自覚とその要求の高まりである。

(1)「配転問題」

「配転問題」のその一つに、東洋大学附属図書館での「生野裁判」がある。大学卒業以来8年間司書として勤務していた生野幸子氏が、管財部用度課へ配転を命じられたのを不服とし、1971(昭和46)

年9月東京地裁に提訴したのがそのきっかけである。これは約3年余を経て、74年1月ほぼ原告側の主張を認めた形で和解が成立、同年5月生野氏が図書館司書として復帰することで解決した。以下、「生野裁判」の主張と争点・判決の内容など簡単にみておきたい⁽³⁾。71年9月、東京地裁へ民事・本訴の手続きを行なったその訴状内容は、①労働契約違反 ②労働協約違反 ③不当労働行為 ④人事権の濫用の4項目からなる。

労働契約違反

労働契約違反についてのおもな争点は、一つには、図書館員としての採用事情について、二つには、図書館員の業務内容およびその専門性についてである。

生野氏は、同大学図書館学講座を履修し、資格を取得し、当時の図書館長のすすめにより、(また生野氏自身も望んでいたことから)図書館に採用された。それは、生野氏だけにかぎらず、東洋大学では、図書館職員は司書資格を要件とし一般職員とは区別し採用(昭和43年11月30日、同44年12月1日に採用)してきた。また資格を有さない(昭和45年4月2日採用の図書館員3名)者には、大学側が取得する便宜を与え、すでに資格取得者にも技能手当が支給されている事実がある。にもかかわらず、本人の意向をたしかめることなく、一方的に、職種・業務内容の異なる職場に配転したものである。

これに対して、大学側は当時の図書館長が、生野氏に図書館勤務を勧誘したことはなく、図書館長には職員採用の権限はないと主張、また司書資格を要件として別異の採用をしたのは、昭和43年11月30日と昭和44年12月1日の2回のみで、その他は一般事務職員の採用方式によって行なっていると主張するものである。

次に、図書館員の業務内容およびその専門性をめぐって、生野氏が配転を不当とする理由の一つに、図書館業務(予算執行、図書の購入、分類、目録作成、図書の貸出し・返却、参考業務、等々)の専門性をあげたのに対し、大学側は、図書館業務の中には専門的業務と非専門的業務があり、大学の附属図書館における専門的業務および専門職は、係長以上の職制を指すもので、その他の係員は課長の指示によって非専門的業務に従事している⁽⁴⁾。したがって、生野氏の業務内容も同様に、用度課の業務となら変りなく配転は正当であると主張した。要約すれば、「被告側は使用者側の人事権を主張し、図書館員の一般的専門性を否定し、特定の業務に限定した上で、事実上、管理職的地位=専門職⁽⁵⁾としたのである。

そして、数回の口頭弁論を終えたのち、予定されていた原告側の不当労働行為の立証の直前に、被告側の斡旋応諾が伝えられ、双方の協議を経て、1974(昭和49)年1月17日ほぼ原告側の主張を認めた形で和解が成立した⁽⁶⁾。

陰山問題

また、1973(昭和48)年4月には、陰山三保子氏の配転問題が起きている。これは、東京荒川区立荒川図書館に6年間勤務していた陰山氏(働くかたわら司書補、司書の資格を取得)が、区役所の国民健康保険課へ配転させられたのを不服とし、1973(昭和48)年6月東京都の人事委員会に処分取消の申立てを行なったものである。

処分に対する不服の具体的理由は⁽⁷⁾、一つは、申立人(陰山三保子氏)の意に反する不利益処分であること。二つには、本件には合理性がなく人事権の濫用にあたること。また三つには、「配置換基準⁽⁸⁾」に違反していることである。双方の主張の異なる点は次のとおりである⁽⁹⁾。

第1は「配置換基準」をめぐる双方の主張である。荒川区が、1971(昭和46)年4月16日荒川区職員労働組合に提示した「配置換基準」によると、一般職の配置換基準は、同一係に5年以上、同一課に10年以上勤務する職員が対象になっている。しかし、その対象となる陰山氏は、荒川図書館(「課」として位置付けた上で)に勤務するようになってまだ10年に達していない。また実際に配置換を行なうにあたっては年1回の意向調査を実施し、できるだけ職員の希望を考慮するように努めるとしながら、一方的に配置換が行なわれている。この陰山氏の主張に対して、処分者側は、荒川図書館はあくまでも出先機関であり、「係」とみなしているので陰山氏の場合、「同一係に5年以上勤務する職員」に該当する。また意向調査の件も、組合と合意に達していないとしている。

第2に、「転任理由」についてである。すでに取得している司書補・司書の資格が、まったく生かすことのできない職場への配転は、本人の意志に反する不利益処分であるとする陰山氏の主張に対し、荒川区側は、さきの「生野裁判」同様に、陰山氏はあくまでも一般事務職員として採用されたものであり、そうであるからには区行政上の必要性、および区行政に対する識見を高めるうえからも、各種の事務事業を経験させ、適宜、異動を行なっているのであり不利益処分ではなく正当であるとしている。

第3には、専門的職員の必要性およびその「専門性」についてである。陰山氏等の配転にともなうて、すでに荒川図書館では有資格者が18名中1名となり、3年以上の実務経験者も皆無となった。また、図書館法立法の趣旨、ならびに東京都の図書館振興政策のうえからも、専門的職員の必要性は明確であるとする陰山氏の主張に対して、荒川区側は図書館業務は一般の事務職員が従事しており、現在の荒川図書館業務の職は司書職をおくほどの専門的業務の職とはいえない。また事務についても、司書をおかねばならないほど専門性のある事務とはいえず、一般の事務職員で十分処理できるものであり、3年未満の経験者でも住民サービスに支障をきたさないとしている。これら行政側の発言は、司書職制度確立への積極的な動きや、何よりも、住民のための図書館づくり運動が大きく広がりつつあるなかであって、住民を無視した本末転倒した発言であるといわざるをえない。そして、人事委員会提訴から5年間余、1978(昭和53)年10月に裁決がだされ、1980(昭和55)年4月の異動で陰山氏が職場(荒川図書館)に復帰することで解決した。

裁決の内容は、一方では「住民の学習権保障としての図書館、その図書館に司書の配置と司書職制度の必要性を認めるなど、申立人の主張を大巾にとり入れ」ながら、結果的には「荒川区の配転処分を承認するという⁽¹⁰⁾」不当な裁決である。

労働組合の動き

配転問題をめぐる労働組合の動きに若干ふれておく。生野氏の場合、当時(同氏が所属する)東洋大学教職員組合執行委員長である重富健一氏が「生野裁判の経過と社会的意義」のなかで、「この裁

判にあたって、原告側は図書館員や司書資格者の専門性や専門職化を、そのものとして直接に主張し要求するという立場は、一切とらなかった……⁽¹¹⁾」とのべている。生野氏自身も和解成立後、本問題をふりかえりながら運動の4つの課題として、「……①憲法や労働関係法に定められた働くものの一人一人の人権と労働組合の民主的権利を守ること。②大学とその附属図書館をその社会的使命にしたがって改善し、真に国民のためのものとしていくこと。③その要としての大学教職員、とりわけ職員人事の民主的ルールを確立すること。④および図書館員の専門的資格と役割を明らかにし、その制度的、物質的条件を確立すること……⁽¹²⁾」と図書館員の専門性を、むしろその第4点めにあげている。また「……この運動が、そもそも労働者と労働組合の権利闘争という性格を強くもっていた⁽¹³⁾」などとのべていることから明らかなように、どちらかといえば、図書館員の専門性や専門職化が前面に打ちだされた斗いとしてではなく、「図書館で働きたい」という、むしろ働くものの、その権利闘争に限られていた。

なお、陰山氏の場合は、その背景に「東京23区に司書職制度確立」の実現化への運動などもあり、図書館員の専門性や専門職化が率直に問われ、さまざまな形で議論をよんだ。陰山氏が所属する都職労荒川支部執行部では、「任用体系として司書職を設けた場合、考えられることは……明らかに労働者の中に分断と差別をもちこむことになり、むしろ現在の支配管理体制の強化に一層力を貸すことになる。現在提起されている司書専門職化問題の発想の根は……エリート意識から出発した⁽¹⁴⁾」などの理由から、図書館における司書の専門職化には反対の立場をとり、労働組合を基盤としての支援体制はとれなかった。それにしても、図書館員の資格、資質、職務の内容などが公開の場で論じられ、社会問題化されたことはきわめて大きな意義をもった。

司書職の専門性と他の職種の専門性

結論からいえば、司書職の専門性だけに限らず、他のすべての職種の専門性をも明らかにし正しく位置づけることである。たとえば教育の現場においては、比較的以前から学校職員や大学職員の位置づけ、また職務の内容などが明確にされつつあった。

“職員の専門職論”を示すものに、1968年に出版された『教育事務の現代化』（明治図書刊）がある。この中で、持田栄一氏等は次のようにのべている。「前近代的な感覚で学校経営をとらえるならばそこには単に教える教師と教わる子どもがいればよい。中世的な学校やわが国の寺小屋式のものはそうであった。近代初期の絶対主義時代においても学校経営において学校事務はまだ分化せず、それはもっぱら教師が授業の片手間に処理されるものであったのである。（中略）このような教育観の底には教育が近代化せず、教育と事務とが分化しない前近代的意識があったことは否定できないであろう。だから、明治以降の教育は……教育を実質的におしすすめていくところの学校事務の面からすれば、それは未分化としての前近代性をにっていたものであることは明白である。近代化の方向を仕事の側面からみるならばそれは仕事の分化の方向であり、専門化の方向だといってもよい。前近代的な学校経営では、仕事の分化も専門化もおこらない。したがって、学校経営も校長と教員だけのいわゆる単層構造でよいだろう。けれども、近代的学校経営となるとそうはいかない。必然的に仕事は専門化し、そして分化する。

専門家として仕事を担当することによって経営の効率を上げていくのである。(中略)近代的な学校経営というのは、教師が十分授業に専念できず、雑務排除を叫ばなければならないようなところに存在するのではない。おのおのそのところをえて、仕事に専念できるような学校経営でなければならない。そのためには、学校経営において事務の分野を確立することが第一の要件となるのである⁽¹⁵⁾」

また、芝田進午氏も最近の著者⁽¹⁶⁾の中で、学校職員もまた教育の重要なにない手であるとして、学校事務職員、学校司書、学校給食職員、学校用務員など、その主要な職種について分析し、それぞれがきわめて大きな教育的役割を果していることを明らかにしている。このように、司書職の専門性だけに限らず、他のすべての職種の専門的性格や役割を明らかにし、正当に評価し位置づけることによって、より民主的な職場集団が形成され、自身もその組織体における基本的に必要な構成要員として、運営の一端を担っているとの自覚に立つことができる。なお、ここでは、他のすべての職種として教育労働者を例としてとりあげたが、自治体労働者においても同じことがいえる。

(2)図書館員の社会的役割

図書館員の社会的役割として、専門職員としての地域の文庫活動、読書会活動などへの参加、関わりがあげられる。「……行政の貧しさにたいして、行政がやってくれないならば自分たちの力で図書館活動を⁽¹⁷⁾」という住民の素朴な願いから、各地に家庭文庫や地域文庫が生まれ、その数は現在約4,500にもものぼる。また、当時(昭和35年)鹿児島県立図書館長であった児童文学者椋鳩十氏が提唱する“母と子の20分間読書”をきっかけに、親子読書運動は図書館や学校、地域を中心に全国に普及した。

これら地域の文庫活動や読書会活動に、専門職員として積極的に参加し、関わりをもつなかに、子どもを知り、文化を考え、住民にとって今一番読みたい本や、読書環境をも考えていく。そしてふりかえて、そのために図書館とは、図書館サービスとはどうあらねばならないかを、図書館員一人一人が追求していく。そうした地域の住民とのさまざまな形でのコミュニケーションの中に、専門職員の必要性も生まれ認められるのである。あわせて、公共図書館の利用者の50%をしめる児童奉仕についても、(専門職員の中でも)とくに、“子どもの本のことがよくわかり相談に応じられる専門の司書を、との児童図書館員配置の要求が強くだされるのである。

また、70年代に入って、『目黒区史』の回収問題⁽¹⁸⁾や、最近では、童話『ピノキオ』問題⁽¹⁹⁾など、「図書館の自由⁽²⁰⁾」にかかわる事件がさまざまな形で表面化してきた。そのため、日本図書館協会をはじめ各種の図書館関係団体や研究会が、“図書館の自由に関する委員会”を設置、広く運動をすすめるなかで、1979年「図書館の自由に関する宣言(1979年改訂)⁽²¹⁾」が決議された。また「図書館の自由」と深くかかわりをもつ「図書館員の倫理綱領⁽²²⁾」についても、図書館員の社会的役割を考える上で見逃してはならない。

(3)図書館員自身の専門性への自覚と要求

社会的にクローズ・アップされるようになった第3には、“配転問題”などの起きた状況のなかで高まってきた、図書館員自身の専門職としての自覚とその要求があげられる。1977年6月から、図書館・読書関係団体等の呼びかけ、協力によって、児童の図書館奉仕科目の設置と陰山氏(荒川区)の図書館復帰を求める署名運動が、全国的にくり広げられた。署名運動自体は、短期間であったことや“図

書館員の専門性¹¹に対する認識のうすさ、また日常業務の中で組織的に広げられなかったなどの弱さもあり、当初の目標に達することができなかった。

しかし、「全国図書館署名を終えて⁽²³⁾」のなかで、「……この署名運動にとりくむ中で、地域の人との交流が深まるとともに、また、私たちのなかでも図書館員の専門性について考える出発点になった⁽²⁴⁾」また「……署名運動の落し子は、『陰山裁判』とは、私達自身の問題であることを認識したことである。学習会も七月から“図書館員の専門性とは何か¹²”を取りあげ、継続討議をしていくことになっている⁽²⁵⁾」などとのべ、久保輝己氏も、「陰山問題」裁決後、『……生野さんの問題と陰山さんの問題、ともに司書というものに関して公の場で正式に論議された、そういう場所を得ながら、陰山さんの問題に刺激されて今まであいまいなままに行政の中に放置されていた司書職制度というもの非常に明確に浮かびあがってきたということがありますね。それは我々図書館員の側もそうですけれども、（中略）行政の人たちにとっても、非常に問題が明確に浮かびあがってきたということがひとつある⁽²⁶⁾』と発言している。

このように、図書館員自身のなかでも、どちらかといえば、それまであいまいな形でしかなかった司書職制度や専門（職）性の問題が、これら“配転問題¹³”や“署名運動¹⁴”をてこにしながら、現実のものとなり考えていくうえでの出発点になったことは確かである。そして、さらに、制度的な確立へと要求がつながっていったのである。

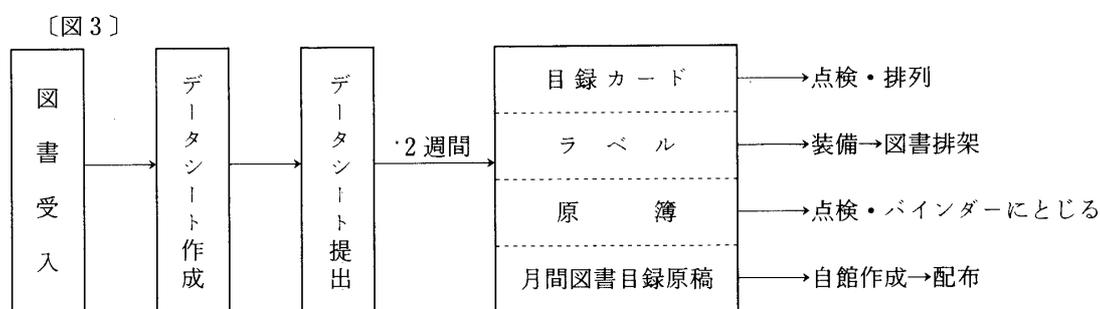
2. 司書職の展望

“専門（職）性¹⁵”を確立するための基本的な課題として、次の3点が考えられる。

第1に、司書としての専門職集団の確立である。たとえば、現在、京都大学附属図書館（その他、私立大学附属図書館など）においては、図書館員の手によって書誌索引づくり（たとえば、婦人運動書誌の書誌づくり）や「主題」教育学の研究などが活発に行なわれている。これらは、たんに図書館業務における「参考業務」には含めず、大学図書館員として基本的に必要な訓練として位置づけ、図書館員一人一人のもっている仕事に対する情熱や、エネルギーを結集し、協力し、組織的に共同作業を行なっていこうというものである。専門職集団をつくりあげていくことを目的としなくとも、こうした地道な研究活動が組織的に実践されれば、おのずと司書としての専門職集団が確立されてくるのではないだろうか。また専門職集団がつくられる過程においても、研究活動の面だけでなく、配転、給与など人事問題に関しても、個々の問題としてとらえるのではなく、全員で対処できるような体制も考えていけるのである。

第2に、図書館業務に必要な研修の保障およびそのための研修制度の確立である。現行の図書館員養成制度の内容の貧弱さに加えて、図書・雑誌など情報量の急激な増加や、利用者の多種多様な資料要求など、図書館をとりまく環境条件が社会の発展にともなって大きく変化するなかには、図書館員自身の自主研修や経験などでは、不十分にしか対応できない。「情報化社会」に呼応し、また図書館員の質的向上をはかるためにも、図書館業務に必要な研修を十分保障するとともに、そのための研修制度の確立ではないかと考える。

第3に、単純労働をできるだけ機械化、合理化し、本来のより専門的業務に従事できるようにする問題である。たとえば、愛知工業大学附属図書館などにおいては、整理業務を一括して業者に委託している(その他、公共図書館などにおいても、ほとんどの図書館が何らかの形で整理業務委託を行なっている)。手順を図式で示してみると、およそ次のようになる。〔図3〕 短期間に、しかも費用は7,000冊で、約200万円ほどで済み人件費1人分にも満たない金額である。このように、図書館業務のなかでも単純労働をできるだけ機械化、合理化、そして委託できる部分は委託し、本来のより専門的業務に専念し、利用者の要求に十分こたえられるようにすべきであると考えられる。その際、留意すべきことは、人べらし「合理化」につながるような機械化ではなく、あくまでもサービスの向上につながるための機械導入であり、また整理業務委託なども、人べらしのための「委託」ではなく、より専門的業務に従事できるためのものではないということである。



また、整理業務の根本からの解決方向としては、たとえば出版と同時に分類を与え、目録カードを義務化するといった「分類・目録の合理化」なども考えられる。

以上のべた、司書としての専門職集団の確立、研修制度の確立、単純労働の機械化、合理化、委託の問題の3点が専門(職)性を確立するために、もっとも重要な課題として提起しておきたい。

3. 図書館員養成制度の現状と問題点

専門(職)の確立と保障のために、さしあたって、今もっとも改善しなければならないことは、高い資質の図書館員を養成するための養成制度の改善であろう。大学・短期大学で司書資格に必要な19単位以上(以上とはなっていない、実際、修得するのはほとんどが19単位のみ)の履修が実施されてから、すでに31年が経過している。その間、図書・雑誌などの情報量はますます増えつづけている。(ちなみに過去10年間の「書籍出版点数推移」〔表5〕をみると、1971~72年にかけてわずかに減少しているほかは、各年とも増加していることがわかる)。

また利用者の資料要求も多種多様になり、大学・短期大学における研究・学問の領域もさらに専門化し細分化してきている。このような状況では、従来の「図書館学教育」ではおよそ対応しきれものではないように思われる。しかも、ほとんどの職場においては職員の間ですら、十分な職場討議がもたれずに済んでしまっているような現状である。図書館短期大学も情報大学に移行された現在、もう一度、図書館学教育について考え直さなければならない時期にきている。

〔表5〕 書籍出版点数推移

年	新 刊	前年比	重 版	前年比	合 計	前年比
71	20,158	7.5	6,437	-20.1	26,595	-0.8
72	20,670	2.5	5,652	-12.0	26,332	-1.0
73	20,446	-1.1	6,908	22.2	27,354	3.9
74	20,940	2.4	7,097	2.7	28,037	2.5
75	22,727	8.5				
76	23,464	3.2				
77	25,148	7.2				
78	26,906	7.0				
79	27,177	1.0				
80	27,891	2.6				

『出版年鑑1981』出版ニュース社 1981年

従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
- 三 三年以上司書補（国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの

2 各号の一に該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 高等学校を卒業した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

すなわち、司書資格の取得の方法としては、

- ①大学および短期大学の図書館学設置における、必要な19単位以上を履修した場合。
- ②大学（2年以上在学して、62単位を修了したもの）および短期大学卒業後、文部大臣の委嘱を受けた大学において「司書講習」を受ける場合。
- ③3年以上司書補（司書補＝高等学校卒業後取得できる）を経験した後、司書の講習を受ける場合。
- ④専門学科を卒業する場合。
- ⑤通信教育でもって資格を取得する場合。

などである。

次に、司書資格取得のために必要な19単位の科目の内訳は、それぞれ次のとおりである。〔表6〕甲群15単位については必修科目となり、乙群ならびに丙群については、それぞれの科目のうち2つ以上の科目が選択科目となる。また、司書補のために必要な15単位の科目の内訳は次のとおりである。〔表7〕必修科目13単位以上と、甲群、乙群の中から選択科目として1単位以上を修得しなければならない。

(2)「図書館学教育改善試案」

さて、これら現行の養成制度については、今までもさまざまな形で検討されてきたが、その議論の

(1)養成制度の現状

はじめに現行の図書館員養成制度からみていきたい。1950（昭和25）年に制定された「図書館法」によると、司書および司書補の規定と資格は次のとおりである⁽²⁷⁾。

「（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に

〔表6〕

群	科 目	単位数
甲群	図書館通論	2
	図書館資料論	2
	参考業務	2
	参考業務演習	1
	資料目録法	2
	資料目録法演習	1
	資料分類法	2
	資料分類法演習	1
	図書館活動	2
	乙群	青少年の読書と資料
図書及び図書館史		1
図書館の施設と設備		1
資料整理法特論		1
情報管理		1
丙群	社会教育	1
	社会調査	1
	人文科学及び社会科学の書誌解題	1
	自然科学と技術の書誌解題	1
	マスコミュニケーション	1
	視聴覚教育	1

『図書館関係法規基準集 1975年版』

日本図書館協会 1976年

〔表7〕

必修科目	単位数
図書館概論	1
図書整理法	2
図書の目録と分類	3
閲覧と貸出	2
参考書解題	1
製本と修理	1
視聴覚資料	1
図書館統計	1
複写技術	1
選択科目	群
図書館史 図書館施設	甲群
社会教育 ジャーナリズム 速記法	乙群

『図書館関係法規基準集

1975年版』

日本図書館協会 1976年

もっとも中心になったのは「図書館学教育改善試案⁽²⁸⁾」であろう。そのおもな特徴としては、

第1に、従来の司書および司書補、また「学校図書館法」による司書教諭の「講習」を廃止し、大学における図書館学教育の拡充を前提としている点である。

第2に、司書としての図書館学教育および一般教育、外国語教育、各学問分野の専門教育の必要性を認めながら、「このような図書館学教育は、大学院課程でなければじゅうぶんに行なうことができない⁽²⁹⁾」としている点である。

第3に、「司書資格は、学歴と図書館学教育によって区分される必要がある⁽³⁰⁾」とし、いわゆる全館種共通のグレード別司書資格の法制化を打ちだしている点である。

次に、問題点を整理しておきたい。「司書講習廃止論」については、(その意図するものは明らかではないのだが) 現行の「司書講習」に対する問題点とあわせて考えてみる必要がある。現行の「司書講習」に対してよく指摘されることは、受講する側の安易な資格要求や資格取得のために、図書館で働く気のない司書(有資格者)が毎年大量に生れることである。こうした指摘は、「司書講習」だけに限ったことではなく、「資格」である限りは、大学・短期大学における司書養成課程にも、その他、さまざまな資格取得についても同じようなことがいえるのではないだろうか。

したがって高い資質の図書館員養成のための図書館学教育改善について考えるならば、教育内容そのものの検討が必要なのであり、大学・短期大学における司書養成課程のあり方や、司書講習制度の廃止論ではない。

また司書資格の取得の途を、大学および大学院における図書館学教育と限ってしまうならば、現職無資格者の途も学歴など（「図書館学教育改善試案」によると高校卒業後取得できる途はない）による司書資格取得の途もうばってしまうことである。図書館員の資質の程度は、学歴などによって決まるものでも、また決めるものでもない。基本的には「図書館学教育」の（若干の）改善と、専門職集団を基盤とする司書自身の長い時間の経験の積み重ねと、それをささえるための研修制度の確立であろう。

(3)カリキュラム（教科課程）の見直し

以上のような養成制度の現状をふまえ、「図書館学教育」の改善「私案」を示しておきたい。「私案」の前提となるものは、4年制大学程度の養成教育への引きあげであり、そのための「図書館学教育」のカリキュラム（教科課程）の見直しである。

第1は、専門科目の単位数不足があげられる。カリキュラムの科目の豊富な一方、その単位数はきわめて少ない。「少しずつ触れてみる」という履修方法ではなく、基礎となる部分の学習は単位数を増加させ、十分な学習を積んでおくべきである。同時に、演習時間も多くすることである。「分類」、「目録」などといったものは、基本的なところだけ押えれば、あとは現場に入ってから実務に携わり数をこなすことである。

第2に、必要な科目の設置である。たとえば、以前から要望されている「児童奉仕」についての科目や、「著作権」に関する科目など、「研修」として補うのではなく、必要な科目として正規に設置すべきである。

第3に、「図書館学教育改善試案」にも明らかなように図書館の専門教育のみならず、一般教育・外国語教育などといった基礎学習を（大学や短期大学で学んでいる、いないにかかわらず）「図書館学教育」のカリキュラムの中に位置づけることである。外国語教育といっても語学力の場合は、短期間に修得できるものではないが、一般教育においては、たとえば「教育学」「心理学」（「児童心理」・「青年心理」・「一般心理」）など重視されるべきである。

その他「経済学」（経済一般ではなく、人間が生活をしていくために、図書館をどう位置づけるのか……といった内容のもの）や「社会学」（どう資料を活用し資料を生かすのか……といった内容のもの）など、人間の生活のすべてにかかわる部分として、図書館を位置づけ、そのために必要な科目を専門科目と平行して履修させることである。なおここでは、「図書館学教育改善」の骨子だけにとどめ、具体的な教授要目は別の機会にゆずる。

お わ り に

本稿では、図書館員の専門職化をほりさげるために、第1に、図書館員の専門職化問題の現状とその問題点を明らかにし、第2に、図書館員がその専門（職）性と結びついた形で真に保障されるための要件を示し、第3には、さしあたって、早急に改善が望まれる「図書館学教育」の改善「私案」を提案した。

なお、図書館の役割および図書館員の役割については、基本的人権のなかでも基底的权利である、

「学習権」「発達権」にこたえるために必要とされる資料と施設を効率的に提供することを、そのもつとも重要な任務とする。さらに、「『学習権』『発達権』を基本的人権のなかでも基底的権利である」とのべたが、それは真実を知る権利、基本的権利を行使する諸能力の発達が保障されなければ、あらゆる人権規定は空文に帰すだろうからである。

本稿では、専門職化について考察したのだが、図書館員の専門（職）性については、次のように考えている。一つには、文化財としての出版物についての理解の度合い。二つには、国民の“何を要求しているか”、“何が必要とされているか”の二つの意味において、資料要求を知ること。三つには、一方では資料作成者（著者）に、読者たちの感想、批判、要求などを還流すること。他方では、資料作成者（著者）などの意図、意欲などを作品や本人を通して、あるいはレファレンス・サービスを通して読者に還流することである。

今後の課題としては、専門（職）性の資質に関わる三つの内容について、さらにはりさげることである。本稿に対する読者諸氏の忌憚のないご批判とご助言をうけて、さらに前進したいと考える。

なお、このつたない論文を草するにあたって、さまざまな資料を提供して下さった方々ご助言をたまわった方々に、末筆ながら感謝の意を表して本稿の結びとしたい。

注

- (1) 「図書館白書1980」日本図書館協会1980年
- (2) 『市民の図書館』日本図書館協会1980年。市民図書館がしなければならない当面の目標として、①市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと ②児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること ③あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近かに置くために、全域にサービス網をはりめぐらすこと、の三つをかかげた。
- (3) 「不当配転裁判における準備書面上の双方の主張と問題点」『図書館雑誌』1973年 Vol.67 No.7 277～279頁を参考にした。
- (4) 東洋大学側は国立大学図書館協議会の「司書職制度調査研究班」による報告書、いわゆる深川報告を引用。
- (5) 「図書館雑誌」1973年 Vol.67 No.7 281頁
- (6) 「和解条項」
 1. 被告は原告に対し、原告を昭和49年5月1日付で被告が経営する東洋大学附属図書館（本館）勤務に配置換えすることを確約する。
 2. 被告は、利害関係人（東洋大学教職員組合）が被告に対し、人事協議約款につき団交を含む交渉の申入れをした場合は速かにこれに応ずることを確約する。
 3. 原告はその余の請求を放棄する。
 4. 訴訟費用は各自弁とする。

なお口頭をもって、双方ともつぎの通り確約する。被告大学は、原告を本和解成立時から和解条項第1条に掲げる配置換えがなされる間、被告は原告に対し、事務に支障がないかぎり、原告が月1回開催される東洋大学附属図書館（本館）における連絡会、および私立大学図書館協会東地区研究部会の主催にかかる分科会に参加することを認める。

原告が右分科会の閲覧奉仕に関する分科会に参加したとしても、このことは、原告の配置換え後の職務の分担につき、なんら拘束を加えるものではない。」
- (7) 清水正三編『図書館学資料集成1』白石書店1978年5月116頁
- (8) 1971年4月16日、荒川区理事者側から荒川区職員労働組合に提案された「一般職員等の配置換基準（案）」
- (9) 清水正三編『図書館学資料集成1』白石書店1978年5月110～115頁を参考にした。
- (10) 「現代の図書館」1981年 Vol.19 No.2 74頁

- (11) 「図書館雑誌」1973年 Vol.67 No.7 270頁
- (12)(13) 「図書館雑誌」1974年 Vol.68 No.12 507頁
- (14) 「図書館評論13」1973年 8月114～115頁
- (15) 特田栄一〔他〕編集『教育事務の現代化』明治図書1968年 6月25～26頁
- (16) 芝田進午編『教育をになう人びと』青木書店1980年 9月
- (17) 森崎震二編著『いま図書館では』草土文化1977年 6月175頁
- (18) 東京都立大学学術研究会編『目黒区史』（1961～62年発行）が1973年10月、「同対法等の趣旨に鑑み、部落差別の助長につながる箇所がある」という理由で、区行政当局により同書の寄贈先に対して回収の要請がなされ、相当数のところがその要請に応じるという事件があった。
- (19) 1976年11月、名古屋市において、童話『ピノキオ』は差別的図書であるとする問題が起き名古屋市鶴舞中央図書館は「ピノキオ回収」を市立図書館14館に指示した。
- (20)(21) 「知る自由」を権利として有する国民に収集した図書、資聴覚資料、その他の資料と集会室等の施設を提供することが図書館の重要な任務であるとの認識に立って
 1. 図書館は資料収集の自由を有する
 2. 図書館は資料提供の自由を有する
 3. 図書館はすべての不当な検閲に反対するという三か条と、これらの自由が侵されようとするとき、団結してあくまでも自由を守るという内容のもの
- (22) 「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。
- (23) 「みんなの図書館」図書館問題研究会1978年 1月号40頁～
- (24) 西村一夫 図書館問題研究会大阪支部
- (25) 川崎真喜子 図書館問題研究会高知支部
- (26) 「みんなの図書館」図書館問題研究会1978年12月号23頁
- (27) 『図書館関係法規基準集1975年版』日本図書館協会1976年 6月14頁
- (28) 「図書館雑誌」1972年 Vol.66 No.6 278～282頁
- (29)(30) 「図書館雑誌」1972年 Vol.66 No.6 278頁

(1981. 10. 12. 受理)